
資料編

1 防災組織に関する資料

資料1-1 防災関係機関一覧

機 関 名	所 在 地	電話番号	備 考
鹿児島県危機管理局危機管理防災課	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2256	
鹿児島県危機管理局消防保安課	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2259	
大島支庁総務企画部総務企画課	奄美市名瀬永田町17-3	0997-57-7218	
鹿児島地方気象台観測予報課	鹿児島市東郡元町4-1	099-250-9913	
鹿児島地方気象台防災	鹿児島市東郡元町4-1	099-250-9919	
名瀬測候所	奄美市名瀬港町8-1	0997-52-0375	観測予報
沖永良部特別地域気象観測所	和泊町国頭4414-3	0997-92-0239	無人（鹿児島地方気象台に転送）
奄美海上保安部	奄美市名瀬入舟町22-1	0997-52-5812	警備救難課
沖永良部警察署	和泊町和泊120	0997-92-0110	
知名交番	知名町知名498-1	0997-93-2003	
田皆駐在所	知名町田皆2373-4	0997-93-4952	
航空自衛隊第55警戒隊	知名町瀬利覚3196-1	0997-93-2169	
沖永良部与論地区広域事務組合 消防本部	知名町余多1319	0997-93-0119	
徳之島保健所	徳之島町亀津4943-2	0997-82-0149	
J Aあまみ知名支所	知名町瀬利覚2117	0997-93-2155	
沖永良部島漁業協同組合	和泊町手々知名512-192	0997-92-3427	
知名町商工会	知名町知名307	0997-93-2105	
九州電力沖永良部営業所	知名町知名389-3	0120-986816	

資料 1 - 2 知名町防災会議条例 (昭和38年10月8日)
条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第5項の規定に基づき、知名町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 知名町地域防災計画を作成しその実施を推進すること。
- (2) 知名町の地域に依る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は知名町長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときはあらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 鹿児島県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 鹿児島県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長が部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団正副団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 町議会議員のうちから町長が任命する者

6 前項第1号から第8号迄の委員の定数はそれぞれ次の通りとする。

- | | |
|-----|-----|
| 第1号 | 3人 |
| 第2号 | 3人 |
| 第3号 | 2人 |
| 第4号 | 13人 |
| 第5号 | 1人 |
| 第6号 | 3人 |
| 第7号 | 3人 |
| 第8号 | 5人 |

7 第5項第7号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間と

する。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は関係指定地方行政機関の職員、鹿児島県の職員、町職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

資料 1 - 3 知名町災害対策本部条例 (昭和38年10月8日)
(条例第8号)

改正 平成8年3月12日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、知名町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月12日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 災害危険箇所に関する資料

資料 2 - 1 山地災害危険地区

1 総括表

(平成25年4月1日現在)

地域振興局	市町村名 (H25. 4. 1 現在)	山腹崩壊危険地区			地すべり危険地区			崩壊土砂流出危険地区			合 計		
		民有林	国有林	計	民有林	国有林	計	民有林	国有林	計	民有林	国有林	合計
大島支庁	知名町	0	0	0	0	0	0	9	0	9	9	0	9

2 山くずれ危険地域

番号	危険地域名	延長	高さ	傾斜度	予想される被害	危険度	種類
1	田皆ハシヨナ	400m	20m	30度	農道耕地の埋没	C	土砂崩れ
2	田皆 万当	300m	30m	45度	林道涵養林埋没	〃	山腹崩壊
3	下城 石増	150m	〃	〃	〃	〃	〃
4	下城 石増	150m	〃	〃	〃	〃	〃
5	住吉 文木	300m	〃	〃	〃	〃	〃
6	上平川 大山	150m	20m	30度	〃	〃	〃
7	上平川 大山	150m	〃	〃	〃	〃	〃
8	上平川 大山	150m	〃	〃	〃	〃	〃
9	瀬利覚上山田	200m	〃	〃	〃	〃	〃
10	田皆	75m	6 m	65度	道路の決壊	A	土砂崩れ

資料2-2 急傾斜地崩壊危険箇所

1 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

箇所番号	箇所名	市町村名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	人家 戸数 (戸)	公共的建物	公共施設	
									種類	数
I 1 2720	田皆	知名町	田皆	140	60	6	7			
I 1 4366	田皆2	知名町	田皆	180	60	10	6			
I 1 4367	田皆3	知名町	田皆	300	50	15	10		町道	10
I 1 4368	田皆4	知名町	田皆	240	80	20	13		町道	120

2 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

箇所番号	箇所名	市町村名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	人家 戸数 (戸)	公共施設	
								種類	数
Ⅱ 1 4586	田皆7	知名町	田皆	40	45	10	1	町道	10
Ⅱ 1 4587	住吉	知名町	住吉	30	60	6	1		
Ⅱ 1 4588	徳時	知名町	徳時	50	70	10	1		
Ⅱ 1 5493	正名	知名町	正名	40	60	6	2		
Ⅱ 2 400	田皆5	知名町	田皆	150	60	8	4	町道	130
Ⅱ 2 401	田皆6	知名町	田皆	60	50	7	2	町道	50
Ⅱ 2 402	上城1	知名町	上城	40	60	6	2		
Ⅱ 2 403	上城2	知名町	上城	40	35	8	2		
Ⅱ 2 404	内城	知名町	内城	100	70	6	2		
Ⅱ 2 405	芦清良	知名町	芦清良	40	65	6	2		

資料2-3 高潮・津波危険地域

番号	危険地域		予想される被害の程度		危険度	備考
	場所	延長(m)	住家(戸)	耕地(ha)		
1	知名漁港一帯	1,500	180	5	A	知名漁港～瀬利覚の浜
2	屋子母海岸	1,500	7	25	A	屋子母海岸～大津勘の浜
3	芦清良海岸	1,500	2	25	A	芦清良海岸～黒貫の浜
4	住吉港一帯	2,000	2	30	B	住吉港～徳時の浜

3 消防・水防に関する資料

資料3-1 消防力の現況

種別	水 槽 付 消 防 ポン プ 自動車	消 防 ポン プ 自動 車	小 型 動 力 ポン プ	防 火 水 槽	消 火 栓	消 防 ホース	ジ ェ ト シ ュ ター	A B C	化 学 消 火 器	連 絡 用 ト ラン シ ー バ	電 池 メ ガ ホン	照 明 灯	団 員 数 (人)
分団名													
中央分団	1			9	5	21	3	1	1	1	1		10
知名分団		1		10	12	16	2	1	1	1			10
屋子母分団			1	5	7	16	2	1	1	1			10
大徳分団			1	6	6	14	2	1	1	1			10
住吉分団	1			6	11	12	2	1	1	1	1		10
正名分団	1			5	7	16	2	1	1	1			10
田皆分団	1			10	15	14	2	1	1	1	1		10
上城分団	1			10	7	14	2	1	1	1	1		10
上平川分団		1		7	11	12	2	1	1	1			10
竿津分団			1	8	8	11	2	1	1	1			10
余多分団			1	8	13	14	2	1	1	1			10
芦清良分団	1			6	8	16	2	1	1	1			10
瀬利覚分団	1			12	21	18	2	1	1	1	1		10
本部・フローラル隊													15
消防署	1	1											

資料3-2 火災危険地域

番号	危険地域					危険度	備考
	場所	面積(m ²)	戸数(戸)	建物数(棟)	人口(人)		
1	小米	90,000	180	250	538	A	密集地
2	瀬利覚	160,000	352	488	1,020	A	密集地
3	田皆	180,000	344	481	1,021	A	密集地
4	知名	155,000	469	512	1,281	B	密集地

5	住吉	130,000	231	300	541	B	密集地
6	上平川	110,000	183	237	433	B	密集地
7	芦清良	100,000	149	193	460	B	密集地

資料3-3 危険物施設一覧

施設の名 称	保 管 場 所	貯蔵取扱区分	種 別	数 量
知名町農協給油所	知名	地下タンク 屋外タンク	ガソリン 重油 軽油 灯油	ℓ
知名町農協プロパン		LPG補給所	LPG	t
南国商事	知名676-3	地下タンク	ガソリン 重油 軽油 灯油	ℓ
森運送商事	小米	地下タンク	ガソリン 重油 軽油 灯油	ℓ
八木石油店	瀬利覚2066	地下タンク	ガソリン 重油 軽油 灯油	ℓ
親和石油	下平川506	地下タンク	ガソリン 重油 軽油 灯油	ℓ
徳山石油	上平川525	地下タンク	ガソリン 重油 軽油 灯油	ℓ

4 医療・衛生・防疫・埋葬に関する資料

資料4-1 主な医療機関一覧

機 関 名	所 在 地	電話番号
大蔵医院	知名町知名16-2	0997-93-5033
本部医院	知名町知名591	0997-93-3131
沖永良部徳洲会病院	知名町瀬利覚2208	0997-93-3000
町田医院	和泊町手々知名636-1	0997-92-3737
朝戸医院	和泊町和泊14	0997-92-1131
福山医院	和泊町和泊96-5	0997-92-0033

資料4-2 町内の薬局・薬店

薬局・薬店名	所 在 地	電話番号
ニシムタFC沖永良部店	知名町黒貫390	0997-93-1147

資料4-3 ごみ・し尿処理施設

1 ごみ処理施設

設置主体名	規 模 (t/日)	炉数	焼却炉の構造	施設所在地	施工業者	ばいじん処理 方 式	灰溶融
			燃焼方式				
沖永良部衛生管理組合	22	2	機バ ストーカー(可動)	和泊町瀬名東山1144	日立造船	バグフ ィルタ	有り (休止中)

※運搬は、業者委託でごみ収集車2台（8トン）により実施。

2 し尿処理施設

設置主体名	規 模 (kl/日)	処理方式	施設所在地	施工業者	高度処理
知名町有機物供給センター	7		知名町徳時188-1		

3 埋立処分地施設

設置主体名	施設所在地	埋立内容物				埋立開始 年 月	埋立 面積 (㎡)	全体 容量 (m ³)	24年度 未残余 容 量 (m ³)	24年度 埋立容 量 (m ³)	浸出液処理	
		可 燃 物	不 燃 物	残 渣	そ の 他						能 力 (m ³ /日)	方 式
沖永良部衛生管 理組合	和泊町瀬名東 山1144		○	○	○	平10. 4	4,700	27,500	22,000	212	35	生 物 処 理・凝集 沈澱・活 性炭吸着

資料4-4 火葬場及び埋葬予定場所

1 火葬場

火 葬 場 名	所 在 地	処理能力	使用燃料
沖永良部火葬場	和泊町古里運当831の2	8~10	重油・灯油

2 埋葬予定場所

埋葬予定地	所 在 地	面 積 (㎡)	備 考
知名町瀬利覚	野射	3,000	
知名町瀬利覚	大平宗	2,000	
知名町正名	宇田川	2,171	
知名町下城	ヨタヤ	1,000	
知名町屋者	セチナハ	100	
知名町上平川	惣袋	317	
知名町黒貫	間平	100	
知名町芦清良	前兼久	100	
知名町大津勘	川山	6	
知名町田皆	多美田・後之俣	10,176	
知名町新城	花窪	100	
知名町住吉	兼久	7,298	

5 避難に関する資料

資料5-1 指定緊急避難場所

	避難場所	避難地域	収容人数 (人)	管理者	備考
1	あしびの郷・ちな	知名・小米	1,500	知名町長	
2	知名生活館	知名	300	知名字区長	
3	知名町老人福祉センター	瀬利覚・黒貫	500	知名町長	
4	瀬利覚コミュニティ消防センター	瀬利覚	100	瀬利覚字区長	
5	黒貫公民館	黒貫	100	黒貫字区長	
6	むらづくり屋子母公民館	屋子母	100	屋子母字区長	

資料5-2 指定避難所

令和3年12月1日現在

番号	地区名	避難場所	所在地	電話番号	収容人数(人)	構造	管理者	対象災害		
								地震	土砂	高潮
1		知名小学校	知名 333	0997-93-2063	200	鉄筋コンクリート	学校長	○	○	○
2		中央防災センター	知名 312	0997-93-3111	60	鉄筋コンクリート	区長	○	○	○
3		知名生活館	知名 817	0997-93-3111	70	鉄筋コンクリート	区長	○	○	○
4		知名町中央公民館	知名 411	0997-93-2041	150	鉄筋コンクリート	館長	○	○	○
5		村づくり屋祖母公民館	屋子母 441	0997-93-3111	50	鉄筋コンクリート	区長	○	○	○
6	知名校区	瀬利覚コミュニティ消防センター	瀬利覚 1297	0997-93-3111	70	鉄筋コンクリート	区長	○	○	○
7		おきえらぶ文化ホール「あしびの郷・ちな」	瀬利覚 2362	0997-81-5151	500	鉄筋コンクリート	生涯学習課	○	○	○
8		知名町民体育館	瀬利覚 2046	0997-93-5239	200	鉄筋コンクリート	生涯学習課	○	○	○
9		知名中学校	瀬利覚 536	0997-93-2012	200	鉄筋コンクリート	学校長	○	○	○
10		知名町老人福祉センター	瀬利覚 287	0997-92-4535	100	鉄筋コンクリート	管理人	○	○	○
11		黒貫公民館	黒貫 1760	0997-93-3111	35	鉄筋コンクリート	区長	○	○	○
12		大津勘構造改善センター	大津勘 805-2	0997-93-3111	30	鉄筋コンクリート	区長	○	○	○
13		村づくり徳時公民館	徳時 1319	0997-93-3111	50	鉄筋コンクリート	区長	○	○	○
14	住吉校区	住吉地区振興センター	住吉 2549-3	0997-93-3111	50	鉄筋コンクリート	区長	○	○	○
15		住吉小学校	住吉 1760	0997-93-2283	200	鉄筋コンクリート	学校長	○	○	○
16		正名生活館	正名	0997-93-3111	40	鉄筋コンクリート	区長	○	○	○

17		田皆中学校	田皆 1661	0997-93-2287	200	鉄筋コンクリート	学校長	○	○	○
18	田皆校区	田皆小学校	田皆 1653	0997-93-2282	200	鉄筋コンクリート	学校長	○	○	○
19		田皆コミュニティセンター	田皆 5	0997-93-3111	80	鉄筋コンクリート	学校長	○	○	○
20		新城公民館	新城 1636-1	0997-93-3111	40	鉄筋コンクリート	区長	○	○	○
21		上城へき地福祉館	上城 871	0997-93-3111	40	鉄筋コンクリート	区長	○	○	○
22	上城校区	上城小学校	上城 220	0997-93-3213	200	鉄筋コンクリート	学校長	○	○	○
23		下城公民館	下城 1155-2	0997-93-3111	30	鉄筋コンクリート	区長	○	○	○
24		上平川へき地福祉館	上平川 132	0997-93-3111	50	鉄筋コンクリート	区長	○	○	○
25	下平川校区	下平川生活館	下平川 428	0997-93-3111	45	鉄筋コンクリート	区長	○	○	○
26		下平川小学校	下平川 412	0997-93-2286	200	鉄筋コンクリート	学校長	○	○	○
27		久志検構造改善センター	久志検 1171	0997-93-3111	30	鉄筋コンクリート	区長	○	○	○
28		村づくり赤嶺公民館	赤嶺 713	0997-93-3111	40	鉄筋コンクリート	区長	○	○	○
29		竿津公民館	竿津 1964-3	0997-93-3111	40	鉄筋コンクリート	区長	○	○	○
30		余多コミュニティセンター	余多 945-1	0997-93-3111	60	鉄筋コンクリート	区長	○	○	○
31		屋者構造改善センター	屋者 43	0997-93-3111	40	鉄筋コンクリート	区長	○	○	○
32		芦清良生活館	芦清良 2230	0997-93-3111	35	鉄筋コンクリート	区長	○	○	○

資料5-3 福祉避難所

	避難場所	避難地域	収容人数 (人)	管理者	備考
1	特別養護老人ホームさくら園	町内全域	30名(家族含む)	園長	協定による

資料5-4 避難路

	路線名	実延長(m)	備考
1	小米古里線	6,002	
2	知名正名海岸線	6,406	
3	知名東循環線	7,119	
4	知名新城線	8,255	
5	住吉上平川線	8,996	
6	芦清良東海岸線	2,710	

6 通信に関する資料

資料 6-1 町の防災行政無線施設等の整備状況

(平成27年4月末現在)

同 報 系	中継局	1局	移 動 系	中継局	3局
	屋外拡声受信機	31基		車載局	15局
	戸別受信機	3,055基		携帯局	21局

資料 6-2 関係機関の無線通信施設

機関(団体)名	所在地	電話番号	内線
知名町役場	知名町知名307	0997-93-3111	
知名郵便局	知名町知名312-19	0997-93-2042	
航空自衛隊第55警戒隊	知名町瀬利覚3196-1	0997-93-2169	
沖永良部与論地区広域事務組合	知名町余多1319	0997-93-5181	

資料 6-3 消防通信体制の整備状況

(平成28年4月1日現在)

設備等区分 消防本部名	消防救急業務用無線局		火災報知専用 電話回線	緊急指令装置	
	固定・基地局	移動		緊急指令専用	消防指令装置併用
沖永良部与論地区消防組合	4	25			

7 備蓄に関する資料

資料7-1 生活物資の備蓄状況

(令和4年3月31日現在)

アルファ米 乾パン等	飲料水	毛布	タオル ケット	ブルー シート 敷物類	簡易 トイレ	懐中電灯	土のう袋	その他
234セット	240本 (500 ml)	100 枚	13枚	12枚				炊き出しセット 1セット、日用 品セット10セッ ト

資料7-2 給水資機材の整備状況

(平成26年5月1日現在)

車 両	トラック (4 t)	1
	トラック (2 t)	1
	軽トラック	2
	ライトバン	-
	軽バン	1
	ユニック車	-
	その他	1
給水容器	給水タンク (2,000ℓ以上)	-
	給水タンク (1,000ℓ)	1
	ポリ容器 (18ℓ)	20
器 材	発電機	1
	投光機	3

資料7-3 救援物資の集積場所

名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考

8 輸送に関する資料

資料8-1 ヘリポート

(平成26年10月1日現在)

場外離着陸場の名称	所在地	緯度 (N)	経度 (E)	管理者	連絡先
知名町総合グラウンド	黒貫字窪川1181-1	27° 21' 43"	128° 34' 26"	知名町長 (総務課防災係)	0997-93-3111 (0997-93-4103)
知名小学校	知名町知名333	27° 19' 58"	128° 34' 28"	知名町	0997-93-2063
大山自衛隊ヘリポート	〃 住吉	27° 21' 46"	128° 33' 57"	航空自衛隊	0997-93-2169

資料8-2 町有車両状況

(平成27年4月1日現在)

保管課名	車種	台数	乗車定員	備考
総務課	マイクロバス	2	58	
	乗用車	1	5	
	軽バン	1	4	
建設課	ユニック	1	3	
	ダンプ	1	3	
	バックホー	1	1	
	単車 (90cc)	1	2	
	バン	1	5	
	軽トラック	2	4	
学校教育課	ライトバン	1	5	
保健福祉課	軽トラック	2	4	
	塵芥	2		
	トラック	1	2	
	乗用車	1	5	
保健センター	軽乗用	1	4	
	軽バン	2	8	
包括支援センター	ワゴン	1	8	
	軽バン	1	4	

耕地課	ライトバン	4	20	
	ふん尿	1	3	
農林課	ふん尿	2	6	
	乗用車	1	5	
	軽トラック	3	6	
	軽バン	2	8	
企画振興課	軽バン	1	4	
	単車 (50cc)	1	1	
給食センター	給食配送車	2	4	
	軽バン	1	4	
水道課	単車 (50cc)	1	1	
	ダンプ	1	3	
	トラック	1	3	
	軽トラック	2	4	
	軽バン	1	4	
	ミニバックホウ	1	1	
老人ホーム	軽乗用 (特殊)	1	3	
	ワゴン	1	8	
税務課	単車 (50cc)	2	2	
	軽バン	1	4	
生涯学習課	ワゴン	1	8	
	軽トラック	1	2	

9 災害支援制度に関する資料

資料9-1 災害報告の判定基準

区 分	被 害 の 判 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等是非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が住居している場合には、当該部分は住家とする。
公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
住 家 全 壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
住 家 半 壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
一 部 破 損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り 災 者	り災世帯の構成員とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

資料9-2 救助の実施要領の基準（概要）

平成27年5月22日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡（9坪）を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,621,000円以内 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる（規模、費用は別に定めるところによる）。	災害発生の日から20日以内着工	1 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間 最高2年以内 3 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者	1人 1日当たり 1,080円以内	災害発生の日から7日以内 ただし、被災者が一時縁故地へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することがある。	
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 後掲別表に掲げる金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 1 被服、寝具及び身の回り品 2 日用品 3 炊事用具及び食器 4 光熱材料

資料編

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	「医療」は、次の範囲内において行う。 1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	「助産」は、次の範囲内において行う。 1 分べんの介助 2 分べん前及び分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 567,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,200円 中学生生徒 4,500円 高等学校等生徒 4,900円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 (1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)			
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人 208,700円以内 小人 167,000円以内	災害発生の日から10日以内	原則として次に掲げる現物を支給する。 1 棺 (附属品を含む。) 2 埋葬又は火葬に要する物品 (賃金職員等雇上費を含む。) 3 骨つぼ及び骨箱
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理 (埋葬を除く。)を行う。	(洗浄、縫合、消毒等) 1 体当たり3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,300円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 134,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、市町村 (市町村の一部事務組合を含む。) の常勤の職員で救助に関する業	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

	範囲	費用の限度額	期間	備考
		務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額		

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表（被服、寝具その他生活必需品の給（貸）与の費用の限度額）

（単位：円）

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全全流	壊焼失 夏季 （4月から9月まで）	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700
	壊焼失 冬季 （10月から3月まで）	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000
半半床上浸水	壊焼 夏季 （4月から9月まで）	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600
	壊焼 冬季 （10月から3月まで）	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500

10 応援協定に関する資料

資料10-1 鹿児島県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、鹿児島県（以下「県」という。）内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が消防の相互応援に関し、協定することについて必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互に応援を行い、もって被害を最小限に防止することを目的とする。

(地域の区分及び代表消防機関等)

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、協定を締結する市町村等の中から代表消防機関を選任するものとする。

2 県内を5地域に区分し、区分した地域ごとにそれぞれ地域代表消防機関を選任するものとする。

3 代表消防機関及び地域代表消防機関は、それぞれ代行消防機関を選任するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定において相互応援の対象とする「大規模災害等」とは、次に掲げる災害のうち大部隊又は特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

- (1) 高層建築物火災、林野火災又は危険物施設火災等で大規模なもの
- (2) 大規模な地震、火山爆発又は風水害等の自然災害
- (3) 石油コンビナート指定地域災害
- (4) 航空機事故、列車事故等で大規模なもの又は特殊な救急・救助を必要とするもの
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる大規模災害

(応援隊の登録)

第4条 各市町村等は、応援が可能な消防隊、救急隊及び資機材等（以下「応援隊」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。この場合においては2以上の市町村等が合同して一の応援隊を登録することができる。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、第3条に規定する大規模災害等が発生した市町村等の長が、他の市町村等の長に対し、次に掲げるいずれかの事態が生じたときに行うものとする。

- (1) 災害の発生地を管轄する市町村等の消防力では、災害の防ぎよが著しく困難であるとき。
- (2) 災害を防ぎよするため、他の市町村等が保有する消防車両、資機材等を必要とするとき。

(応援要請の種別)

第6条 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分する。

- (1) 第1要請 隣接市町村等の中で現に締結されている相互応援協定では対応が困難な場合に、第2条第2項の規定により区分された地域内の市町村等に対して行う応援要請
- (2) 第2要請 第1要請における消防力では災害防ぎょが困難な場合に、第1要請に加えて他の地域の市町村等に対して行う応援要請
(応援要請の方法)

第7条 応援要請は、原則として第1要請、第2要請の順に行うものとし、応援を要請する市町村等の長（以下「要請側市町村等の長」という。）が、第1要請については地域代表消防機関を通じて地域内の市町村等に対し、第2要請については地域代表消防機関を通じて代表消防機関に対し行うものとする。ただし、要請側市町村等の長が特に必要と認める場合においては、直ちに、第2要請を行うことができる。

2 第2要請を受けた代表消防機関は、地域代表消防機関を通じて応援要請を行うものとする。

3 応援要請を行うときは、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

- (1) 災害の種別、発生場所及び災害の状況
- (2) 応援隊の人員、車両、資機材の数量等
- (3) 応援隊の集結場所及び活動内容
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名
- (5) 使用無線系統
- (6) その他必要な事項

4 要請側市町村等の長が応援要請を行ったときは、直ちに県及び代表消防機関に対して当該要請に係る事項について通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 応援要請を受けた市町村等の長（以下「応援側市町村等の長」という。）は応援隊を派遣するものとする。

2 応援側市町村等の長は、応援隊の派遣を決定したとき、又はやむを得ない理由により要請に応ずることができないときは、その旨を速やかに第1要請の場合にあっては地域代表消防機関を通じて要請側市町村等の長に、第2要請の場合にあっては地域代表消防機関及び代表消防機関を通じて要請側市町村等の長に通知するものとする。

3 応援側市町村等の長は前項の規定による通知の内容について県に通報するものとする。

(応援の中断)

第9条 応援側市町村等の長は、応援隊を復帰させるべき特別の事情が生じた場合においては、要請側市町村等の長と協議の上応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第10条 応援隊は、法第47条の規定に基づき要請側市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第11条 応援に要した費用は、次の各号に定めるところにより応援側市町村等又は要請側市町村

等がそれぞれ負担するものとする。

(1) 応援側市町村等の負担する費用

- ア 受援地において機械器具を破損した場合の修理費
- イ 応援における隊員の諸手当及び被服等の損料
- ウ 応援隊が災害出動中に自己管内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
- エ 消防作業に要した消耗品及び器材の消耗費用

(2) 要請側市町村等の負担する費用

- ア 応援隊が災害活動中に要請側市町村等管轄内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
- イ 応援が長期間にわたるため必要となる場合の食糧の費用
- ウ 応援隊が受援地において補給した消耗品の費用

(3) 応援側市町村等及び要請側市町村等の協議により負担する費用

- ア 応援隊が災害出動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
- イ 応援隊が災害活動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
- ウ 協定に定めのない経費

2 応援した隊員が作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償に関する事務手続きは、応援側市町村等において行うものとする。

(協定の効力)

第12条 この協定は、平成18年11月1日からその効力を生じる。

(改廃)

第13条 この協定の改廃は、この協定を締結する市町村等（以下「協定市町村等」という。）の長の協議により行うものとする。

(委任)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村等の消防長及び消防本部を置かない村にあってはその長から委任を受けた者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書60通を作成し、協定市町村等の長が記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

平成18年10月25日

県下市町村及び消防組合で締結

資料10-2 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、鹿児島県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、鹿児島県が所有する消防・防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、鹿児島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、航空機以外に適切な手段がなく、航空機による活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、鹿児島県防災航空センター所長に電話又はファクシミリにより、次の事項を明らかにして行うものとし、後日、鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要領第5第2項の鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、第4条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、鹿児島県消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、相互応援協定第11条の規定にかかわらず、鹿児島県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、鹿児島県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成10年6月26日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保持する。

平成10年6月26日

鹿児島県知事

知名町長

資料10-3 沖永良部島における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と和泊町長・知名町長（以下「町長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、洪水、高潮、津波等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、または発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大や二次災害の防止を目的として、次のとおり協定を締結する。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- （1） 所管施設の被害状況の把握
- （2） 情報連絡網の構築
- （3） 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- （4） 災害応急措置
- （5） その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 沖永良部島内の町（以下「町」という。）の所管施設に大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と町は相互に連絡するものとする。なお、町長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を町に派遣し、情報交換を行うものとする。この場合において、町長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第3条 局長は、町長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 町長は、町内の所管施設に大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙-1の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、町長（町長からの指示を受けた町の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙-2の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第5条 町内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要する場合、かつ、応援要請に時間を要するときは、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、

あらかじめ別紙－３の文書により応援内容を町長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等のため、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)

第６条 第１条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

(１) 災害初動時に第１条(１)、(２)及び(３)の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

(２) 第１条(４)及び(５)の応援を行う場合

原則として町の負担とするが、第１条(４)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当するときは、原則として九州地方整備局の負担とする。

① 大規模な災害と認められる場合

② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、または非常体制を発令している場合

③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）

④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、または関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

(平常時の連絡)

第７条 九州地方整備局企画部防災課と町総務課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第８条 この協定書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、局長と町長が協議して定めるものとする。

２ この協定書に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、町においては総務担当課長とする。

(運用)

第９条 この協定書は、平成24年５月24日から適用する。

平成24年５月24日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

国土交通省九州地方整備局長

吉 崎 収

鹿児島県大島郡和泊町和泊10番地

和泊町長

伊地知 実 利

鹿児島県大島郡知名町知名307番地

知名町長

平 安 正 盛

別紙－1～別紙－3　〔略〕

資料10-4 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

鹿児島県知名町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本契約に規定する「災害の発生」とは、災害発生時又は災害が発生するおそれがあり甲において避難所開設時を行う必要がある場合、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本契約に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本契約にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線等については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できる

よう、別紙2に定める接続試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の開設が必要となった場合は、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者若しくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において災害が発生した場合、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、特設公衆電話撤去後乙へ設置期間の連絡を行うこととする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議の上乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第13条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成25年2月27日

甲 (住所) 鹿児島県大島郡知名町知名307
知名町長 平安正盛

乙 (住所) 鹿児島県鹿児島市松原町4番26号
西日本電信電話株式会社
鹿児島支店
支店長 中島馨生

別紙1、別紙2 [略]

11 その他防災に関する資料

資料 11-1 気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

（平成21年3月31日制定）

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。

6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

資料11-2 過去の主な災害履歴

発生年月日	災害種別	被害の概要
昭和52年9月9日 (1977年)	風水害 台風9号 (沖永良部台風)	<p>沖永良部島を直撃した台風9号は、最低気圧907.3ミリバール、最大風速60.4メートル（実際には80メートル以上ともいわれている）、降水量179ミリメートル。沖永良部全島に壊滅的な被害をもたらした。知名町の被害は、下記の通り。</p> <p>人的被害 重傷8人 軽傷47人 家屋被害 全壊733棟 半壊 685棟 一部破損576棟 被害額 50億2,700万円</p> <p>ほかに、農産物被害 3億8,600万円 畜産被害 2億5,000万円 商工施設被害 5億9,800万円等</p> <p>全体の被害総額は75億6,846万円で、鹿児島県全体被害額の約40%にも上った。</p> <p>自衛隊に災害派遣要請。 災害救助法が適用された。</p>

12 各種様式に関する資料

資料 12-1 被害報告の様式

災害状況各戸別調査書
年 月 日
調査員印

災原因	区分	地名	地区名	世帯主氏名	全・半・一部	住	畜	他
氏名	続柄	生年月日	性別	氏名	続柄	生年月日	性別	

見取図

損壊箇所を区表のこと

建物の構造	坪数	損害見積額	備考
	坪	円	

り災の状況

損害部分	数量	金額	損害部分	数量	金額
屋根(含裏板)	坪		障	枚	
瓦、トタン、ルーフィング等	枚		フ	マ	
雨戸	枚		家具	等	
戸袋	枚		寝具	衣類	
外壁	m ²		食糧	品	
柱折	本				
基礎移動	m				
傾斜	度				

注意 1 この調査は、災害直後ありのままの状況を正確に記入のこと。
2 この調査に基づいて、役場職員が再度確認調査を行い全・半壊等判定の基礎資料となるので、公平、正確を期すること。

都道府県	災害名	報告番号	報告者名	災害名	第()月日時	報	告	者	名	現	区		被害	被	害	名	称			
											区	分								
立	文	教	施	設	千	円														
農	林	水	産	業	施	設	千	円												
公	共	土	木	施	設	千	円													
そ	の	の	公	共	施	設	千	円												
小					計	千	円													
公	共	施	設	被	害	市	町	村	数	団	体									
農	産	被	害	千	円															
林	産	被	害	千	円															
畜	産	被	害	千	円															
水	産	被	害	千	円															
商	工	被	害	千	円															
そ	の	他																		
被	害	総	額	千	円															
備	考	災	害	発	生	場	所													
		災	害	発	生	年	月	日												
		災	害	の	種	類	概	況												
		消	防	機	関	の	活	動	状	況										
		そ	の	他	(避	難	の	勧	告	・	指	示	の	状	況				

※被害額は省略することができるものとする。

都道府県	災害名	報告番号	報告者名	災害名	第()月日時	報	告	者	名	現	区		被害	被	害
											区	分			
田	冠	流	失	・	埋	没	ha								
畑	冠	流	失	・	埋	没	ha								
文	病	道	橋	河	港	砂	清	掃	施	設	箇	所			
そ	の	の	他												
鉄	道	崩	壊	防	設	箇	所								
被	害	船	舶	道	話	回	線								
電	電	ガ	ス	電	気	戸									
ブ	ロ	ッ	ク	塀	等	箇	所								
被	害	災	世	帯	数	世	帯								
被	害	災	者	数	人	人									
火	災	発	生												
公	共	建	物	他	の										
そ	の	他													

資料12-2 自衛隊災害派遣（撤収）要請様式

1 自衛隊災害派遣要請依頼書

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 様

知名町長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

2 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 様

知名町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け 第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収理由
- 3 その他必要事項

資料12-3 被災証明に関する様式

被災証明申請書

知名町長様

申請人住所

申請人氏名

印

被災内容

被災年月日	年 月 日 () ~ 日 () 午前 時 ~ 午前 時にかけて 午後 午後
災害の種類	台風 号 床上 cm 雨 浸水の場合 床下 cm 風 () 地震 () 火災 () その他 ()
被災箇所	家屋(居間・台所・風呂場・その他) 合計 m ² 店舗 m ² 事務所 m ² 工場 m ² その他
備考	

年 月 日

上記のとおり被害を被ったことを証明願います。

被災証明書

申請人住所

申請人氏名

被災内容

被災年月日	年 月 日 () ~ 日 () 午前 午前 時 ~ 時にかけて 午後 午後
災害の種類	台風 号 床上 cm 雨 浸水の場合 床下 cm 風 () 地震 () 火災 () その他 ()
被災箇所	住所 家屋 (居間・台所・風呂場・その他) 合計 m ² 店舗 m ² 事務所 m ² 工場 m ² その他
備考	

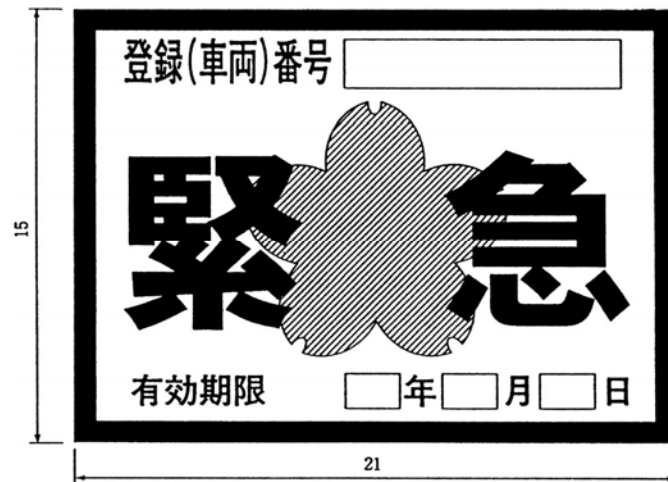
上記のとおり被害を被ったことを証明いたします。

年 月 日

知名町長

資料12-4 緊急通行車両の標章及び確認証明書

様式1



- (備考) 1 色彩は記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」並びに年月日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式2

第 号	年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		
知 事 公安委員会		印 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名)		
使 用 者	住 所	
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

(備考) 用紙は日本工業規格A5とする。